

第25条（住民投票） 第26条（住民投票の請求等）

旧	新
	<p>（住民投票）</p> <p>第25条 市長は、市政に係る重要事項について、市民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 市民、議会及び市長は、前項の規定により住民投票を実施したときは、その結果を最大限尊重しなければならない。</p> <p>[解説]</p> <p>この条は、住民投票について定めています。</p> <p>・住民投票は、直接、市民の意思を確認するために行われるものですが、あくまでも地方自治法が基本とする間接民主制を補完するために行われるものです。</p> <p>その実施については、原子力発電所、産業廃棄物処理施設、基地の建設の問題など、市を二分するような重要な問題が発生した場合で、かつ、その問題について住民投票が必要と認める場合には、住民投票を実施しなければならないことを定めています。</p> <p>住民投票制度を条例化するには、次の2つの方法があります。</p> <p>特定の問題に限り、その都度、条例で定める「個別に住民投票条例を制定する方法（個別設置型）」</p> <p>特定の問題に限ることなく住民投票を実施する場合の要件・手続等についてあらかじめ条例で定めておく「一般的な住民投票条例による方法（常設型）」</p>

この条では、 の「常設型」を定めています。

現行の地方自治制度においては、間接民主制を基礎として、住民の意思の反映については、住民の選挙を通じて選ばれた「長」や「議会」が中心的な役割を果たすことが基本とされています。このため、この住民投票は、より住民の民意を反映させるための、現行の地方自治制度を補完するものでしかなく、その結果に法的な拘束力をもたせることはできません。このことから、市長等や議会は、その結果を最大限に尊重しなければならないと定めています。

また、住民投票は、市民参加の最も端的な方法といえますが、市民参加を促進するための手段は、これに限られるものではなく、情報公開の促進、パブリックコメント制度の整備、審議会等の附属機関や市政懇談会の活用、市議会の活性化など、これ以前に取り組むべきものがあります。一般的には、これらが基本となりますので、住民投票はあくまでも最終的な手段として活用すべきものです。

(住民投票の請求等)

- 第26条 市民のうち、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する者は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 2 議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の3分の2以上の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者とする。
- 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

[解説]

この条は、前条に定める住民投票の請求等について定めています。

・請求の権利を持つ者は、公職選挙法での定めに基づき、日本国民で年齢満20歳以上の者で、引き続き3か月以上輪島市内に住所を有するものとしています。

住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第4条に定める合併協議会の設置請求に準じたほか、請求のハードルの高さや要件を満たした場合には、必ず住民投票を実施することなどを考慮し、6分の1以上としています。

・議会については、住民による投票と同様に、請求のハードルなど考慮し、議員定数の6分の1の者の賛成を経て地方自治法における特別多数議決に準じて出席議員の3分の2以上の賛成での議決が必要としています。

・市長については、自らの判断で発議し、住民投票を実施できることにしています。

・第1項又は第2項の規定による住民又は議会からの請求があった場合には、市長はこれを拒むことができず、住民投票を実施することになります。

・このほか、投票方法など住民投票について必要な事項については、常設型の条例として、別に条例で定めることとなります。